

令和 8 年第 3 回市議会（臨時会）

議 会 議 案

自 議案第 69 号

至 議案第 78 号

令和 8 年 7 月 28 日

加 古 川 市

目 次

議案第 6 9 号	加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること	3
議案第 7 0 号	しかたこども園改修工事請負契約締結のこと	8
議案第 7 1 号	加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その 3）請負契約締結のこと	16
議案第 7 2 号	旧上荘小学校解体工事請負契約締結のこと	22
議案第 7 3 号	山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事委託のこと	28
議案第 7 4 号	救助工作車製造請負契約締結のこと	32
議案第 7 5 号	ソフトウェアライセンス売買契約締結のこと	36
議案第 7 6 号	加古川市監査委員選任につき同意を求めること	40
議案第 7 7 号	加古川市監査委員選任につき同意を求めること	42
議案第 7 8 号	加古川市・播磨町公平委員会委員選任につき同意を求めること	43

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 7 月 28 日 提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加古川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の加古川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき理由の生じた加古川市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき理由の生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の加古川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

◎参 考

加古川市消防団員等公務災害補償条例

(現 行)

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（葬祭補償）

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

しかたこども園改修工事請負契約締結のこと

しかたこども園改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | しかたこども園改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市志方町志方町 1 7 2 1 番地 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 9 年 6 月 3 0 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 9 9, 4 3 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市野口町二屋 3 3 6 番地 |

株式会社松本工務店

代表取締役社長 松 本 直 樹

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 7 | 契 約 保 証 金 | 1 9, 9 4 3, 0 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中3回を超えることができない。

(4) 令和8年度の支払限度額は、89,694,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

しかたこども園改修工事施工内容

1 建築工事

工事の種類	工事の内容
1 防水改修	屋上防水全面改修
2 外装改修	外壁塗装全面塗替、屋根（瓦・谷樋）一部改修
3 内装改修	天井ボード一部張替え、共用部壁クロス張替え
4 建具改修	内部建具の一部改修
5 外構改修	プロパン庫・灯油庫改修、物置撤去新設、動物小屋撤去新設

2 電気設備工事

受変電設備改修、電灯設備改修、弱電設備改修 1 式

3 機械設備工事

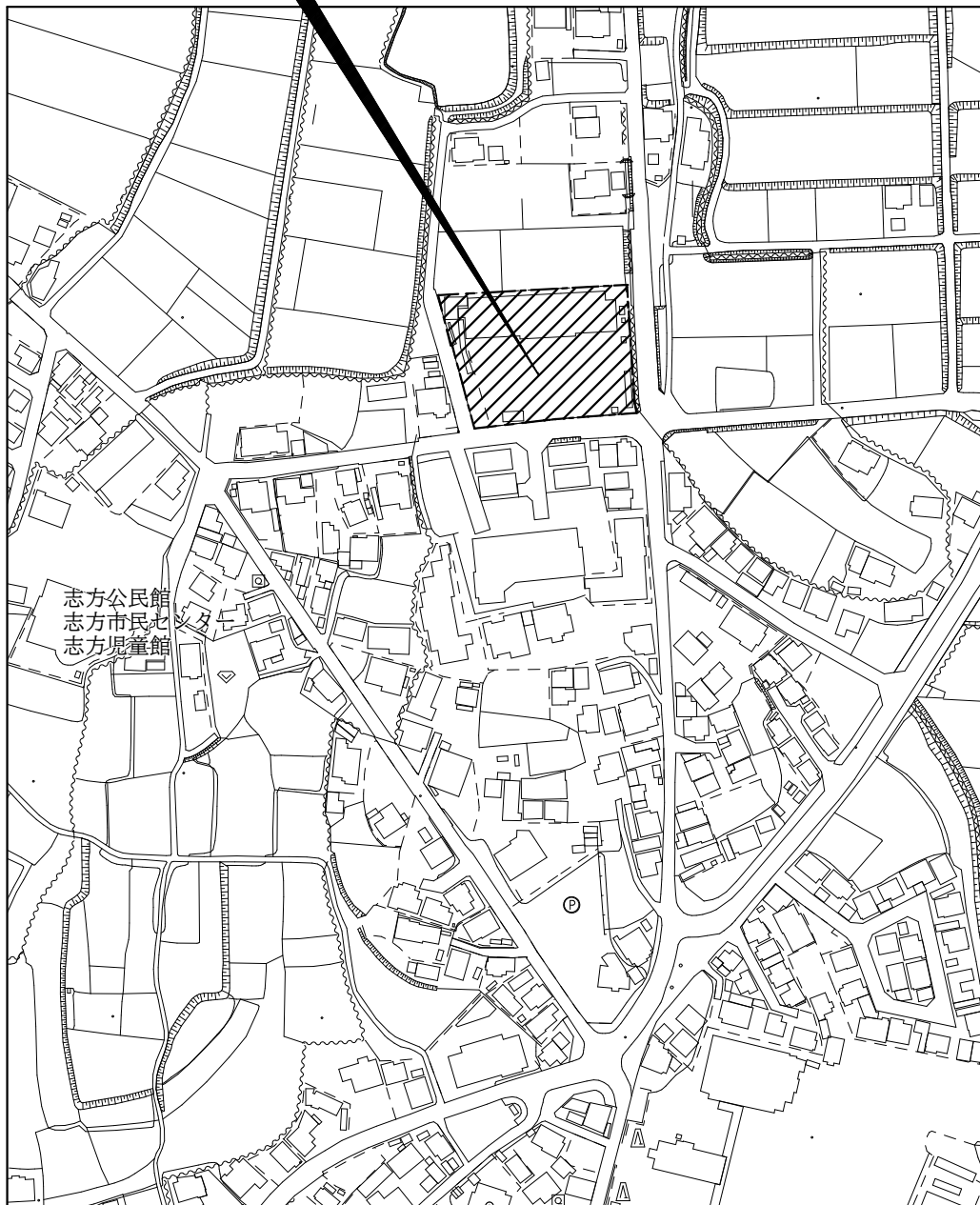
空調設備改修、換気設備改修、衛生器具設備改修、給水設備改修、給湯設備改修
1 式

しかたこども園建物概要

	構造	階数	建築面積 (㎡)	床面積			備考
				階別	面積(㎡)	計(㎡)	
園舎	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	地上 2 階	1,037.41	1	944.47	1,853.69	玄関、屋外トイレ、トイレ（6 室）、湯沸室、更衣室（2 室）、職員室（2 室）、応接コーナー（2 室）、休憩室（3 室）、保育室（3 室）、乳児室、調乳室、倉庫（2 室）、教具室、調理室、食品庫、検収室・下処理室、廊下、階段、エレベーター、小荷物専用昇降機、バス車庫
				2	909.22		遊戯室、倉庫（3 室）、教具室（2 室）、子育て支援センター、絵本コーナー、保育室（4 室）、トイレ（2 室）、配膳室、ホール、廊下、階段、エレベーター、小荷物専用昇降機
附属建物	鉄筋コンクリート造 他	地上 1 階	69.77	1	69.77	69.77	物置、自転車置場、プロパン庫・灯油庫、動物小屋
計			1,107.18			1,923.46	

しかたこども園改修工事

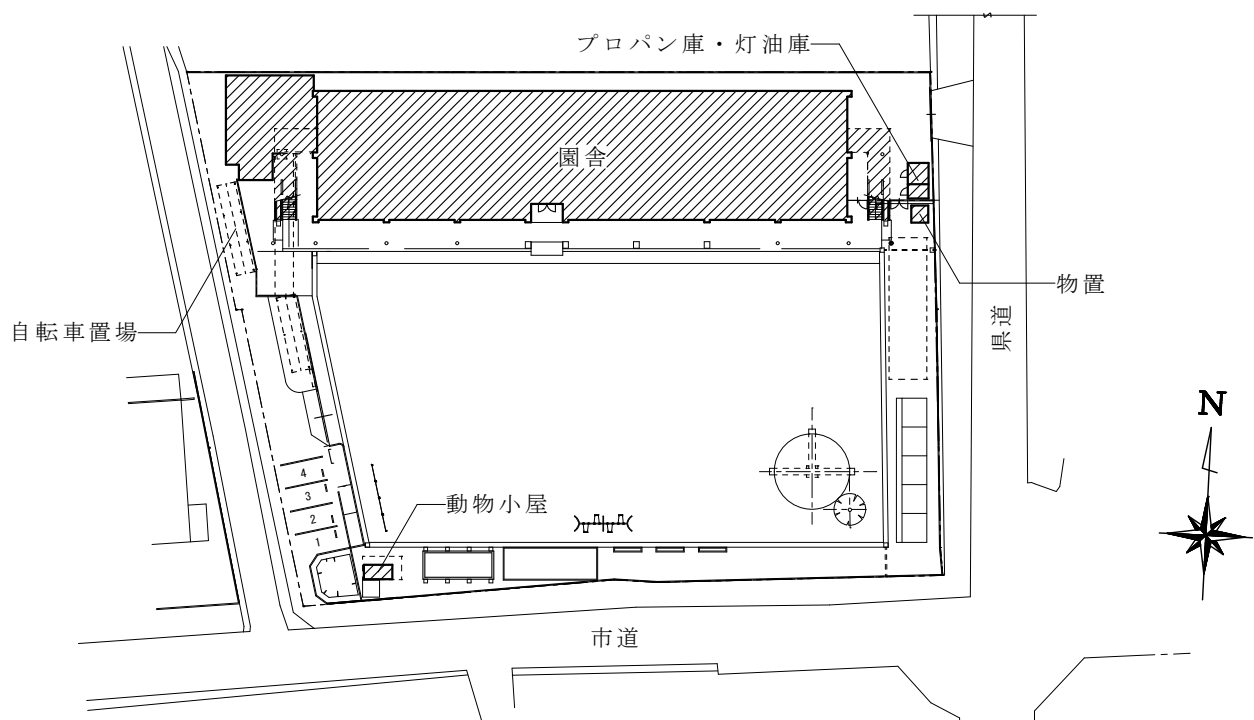
当該事業区域



付近見取図

縮尺 1/3,000

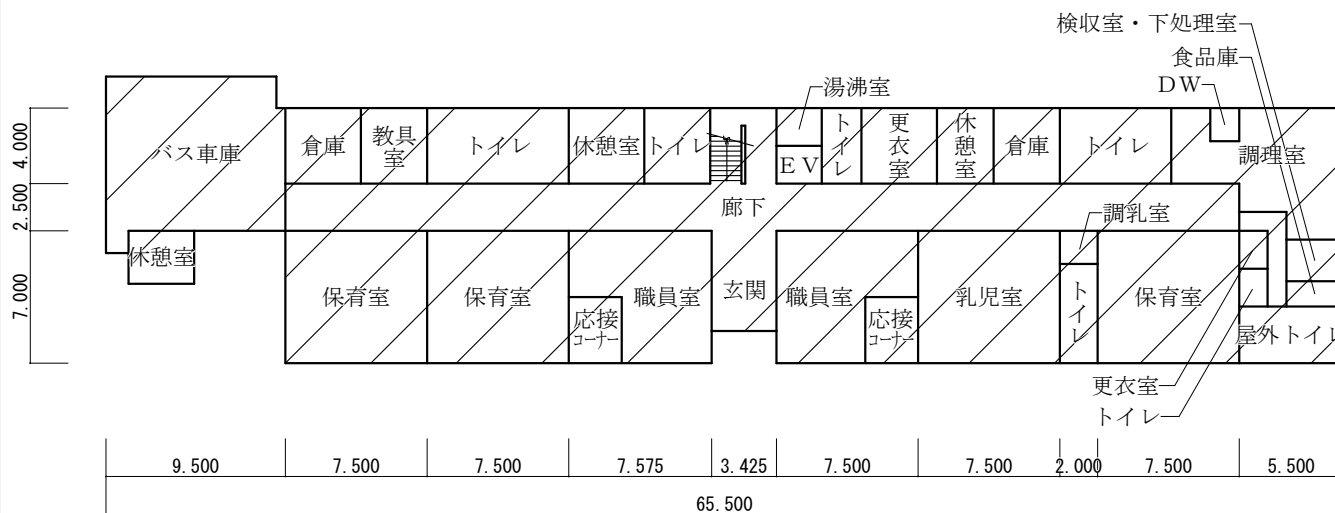
◎参 考



建物配置図	縮尺 1/800
-------	----------

	凡例
	改修建物

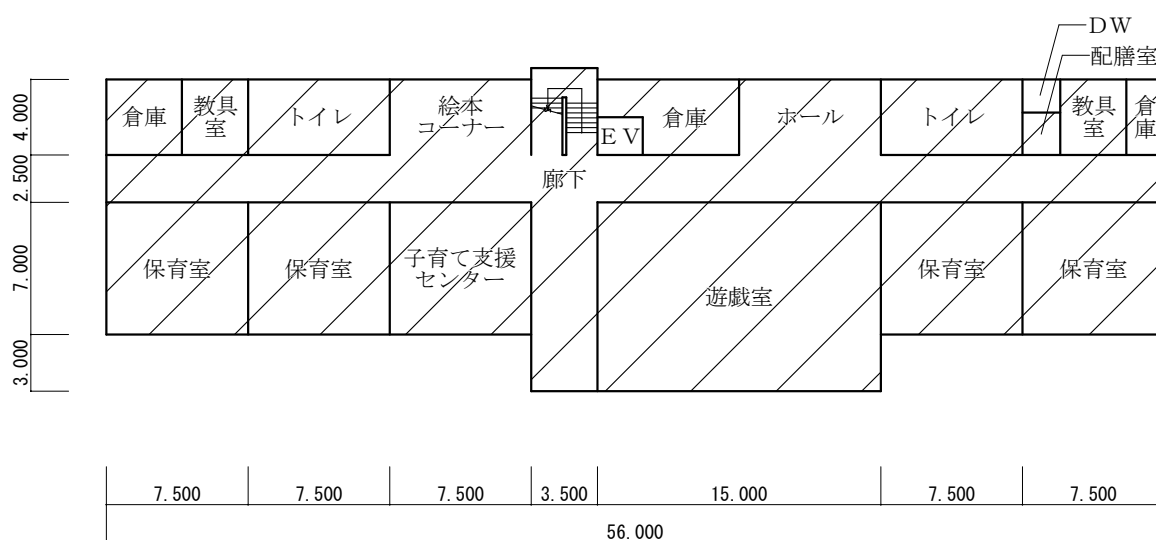
◎参 考



1 階平面図

縮尺 1/400

単位 (m)



2 階平面図

縮尺 1/400

単位 (m)

凡 例

	改修範囲
EV	エレベーター
DW	小荷物専用昇降機

◎参 考

工 事 名	しかたこども園改修工事
落 札 者	株式会社松本工務店
落 札 金 額	199,430,000円
入 札 日	令和8年6月8日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	歩信栄建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
2	大成工材株式会社	202,100,000 円	
3	株式会社ビリーブ	209,100,000 円	
4	株式会社松本工務店	181,300,000 円	落 札
5	株式会社三島塗建工業	207,000,000 円	
6	三宅建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	

予 定 価 格	231,880,000円
予 定 価 格 (入札書比較価格)	210,800,000円
低 入 札 基 準 価 格	193,536,000円

(備考) 予定価格(入札書比較価格)及び低入札基準価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(4) …………… (省 略)

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) …………… (省 略)

↳

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その 3）請負契約締結のこと

加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その 3）について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その 3） |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市加古川町河原地内 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 9 年 6 月 3 0 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 2 7 4, 0 6 5, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市野口町野口 1 3 4 番地の 1 0
株式会社モノポリス森下組
代表取締役 森 本 和 彦 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 2 7, 4 0 6, 5 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中3回を超えることができない。

(4) 令和8年度の支払限度額は、120,780,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

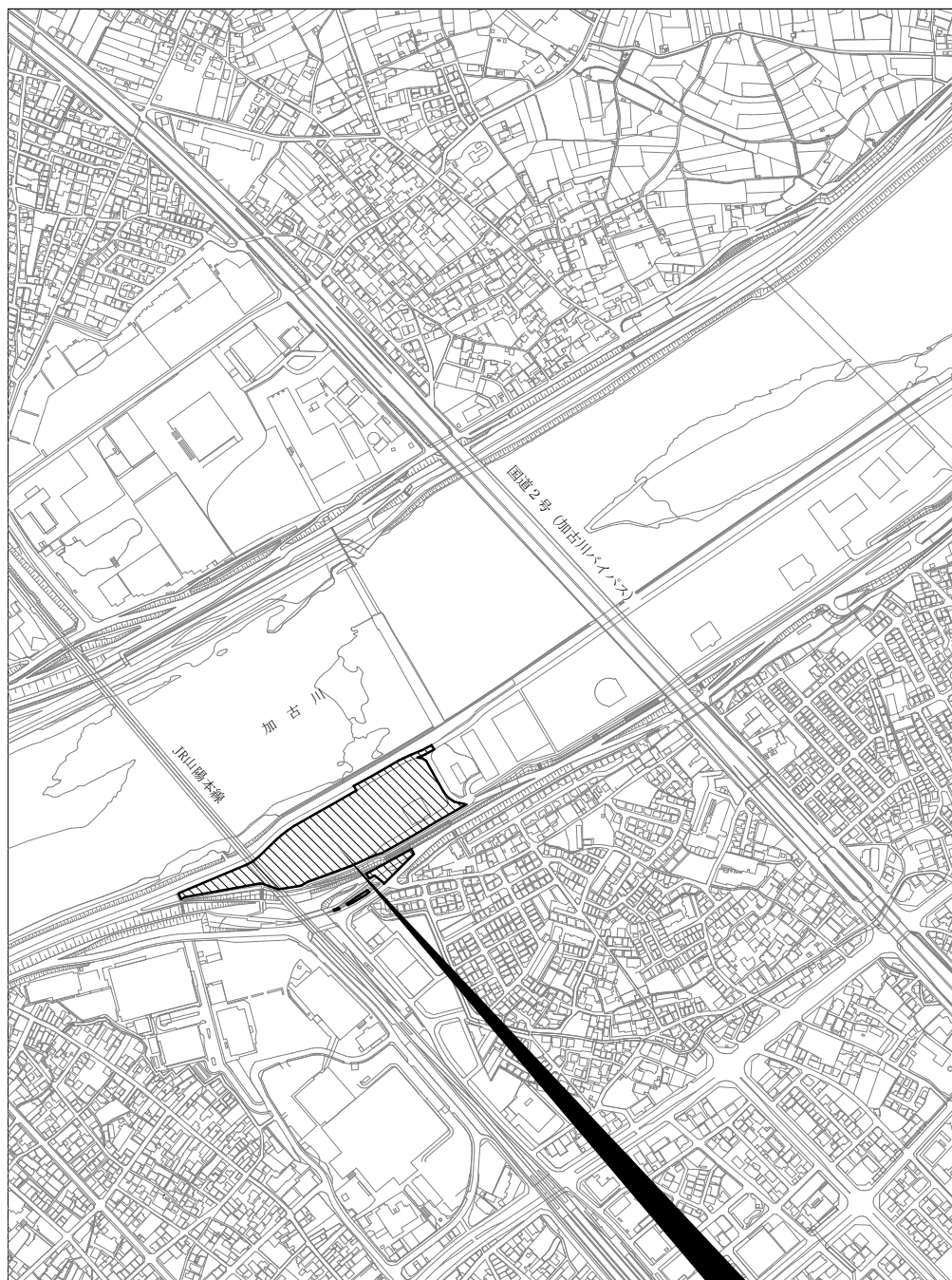
◎参 考

加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その３）施工内容

工事の種類	工事の内容		
土木工事	植栽工		3 本
	園路広場整備工	芝生舗装工	1 0 , 4 8 0 m ²
		アスファルト舗装工	5 , 1 8 5 m ²
		インターロッキング ブロック舗装工	1 7 7 m ²
		コンクリート舗装工	8 4 5 m ²
		路盤工	7 , 3 1 0 m ²
	サービス施設整備工	ベンチ	1 2 基
	管理施設整備工	転落防止柵	2 5 m
	建築施設組立設置工	トイレ	1 式
		パーゴラ	2 基

◎参 考

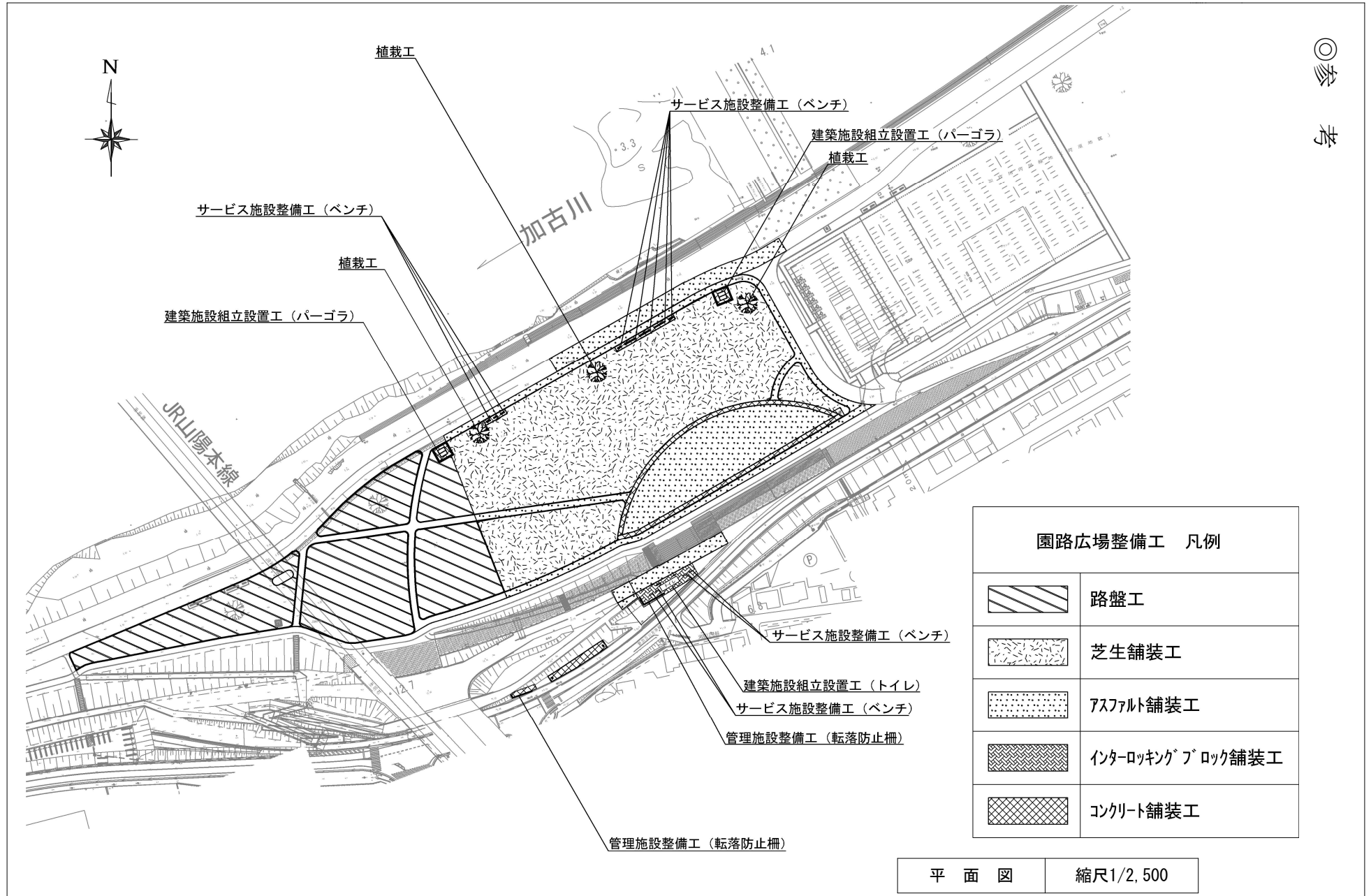
加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事 （その3）



当該事業区域

付近見取図

縮尺1/10,000



◎参 考

工 事 名	加古川河川敷緑地（河原地区）整備工事（その３）
落 札 者	株式会社モノポリス森下組
落 札 金 額	２７４，０６５，０００円
入 札 日	令和８年６月２２日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

（備考）落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
１	歩信栄建設株式会社	248,960,000 円	失 格
２	弘和建设株式会社	249,940,000 円	
３	有限会社大輪	248,240,000 円	失 格
４	株式会社タケダ	250,000,000 円	
５	株式会社兵庫建設	249,334,000 円	
６	株式会社福谷建設	248,850,000 円	失 格
７	株式会社富士土木興業	248,000,000 円	失 格
８	前川建設株式会社	248,500,000 円	失 格
９	三宅建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
１０	株式会社モノポリス森下組	249,150,000 円	落 札

予 定 価 格	311,171,300円
予 定 価 格（入札書比較価格）	282,883,000円
低 入 札 基 準 価 格	258,365,300円
最 低 制 限 価 格	248,996,285円

（備考）予定価格（入札書比較価格）、低入札基準価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

旧上荘小学校解体工事請負契約締結のこと

旧上荘小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 旧上荘小学校解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市上荘町都染 4 0 0 番地 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 1 0 年 2 月 2 9 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 7 2 3, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市野口町良野 1 5 0 6 番地 |

前川建設株式会社

代表取締役 前 川 容 洋

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 7 | 契 約 保 証 金 | 7 2, 3 8 0, 0 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和8年度の支払限度額は、195,426,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

旧上荘小学校解体工事施工内容

解体撤去工事内容	
工事の概要	・旧上荘小学校（建物上屋、基礎、杭）解体撤去 建物：21棟 延床面積 6,650.23㎡ 杭：455本、全長 2,751.0m ・アスベスト除去工事 外装、内装のアスベスト除去 ・構造物の解体撤去 浄化槽、防火水槽、受水槽、受変電設備 ・敷地整備工事

解体対象施設の概要	
解体建物	教室棟 1,502.39㎡、管理特別教室棟 579.11㎡、特別教室棟 617.82㎡、管理教室棟 1,487.35㎡、給食室棟 17.06㎡、渡り廊下（3棟） 211.39㎡、屋内運動場 981.61㎡、機械室 17.50㎡、プール 958.64㎡、付属棟（更衣室） 21.50㎡、付属棟（機械室） 29.74㎡、自転車置場 10.33㎡、灯油・プロパン庫 16.12㎡、動物小屋 23.40㎡、物置（3棟） 49.87㎡、児童クラブ 64.80㎡、体育倉庫 61.60㎡ 計21棟 延床面積 6,650.23㎡

◎参 考

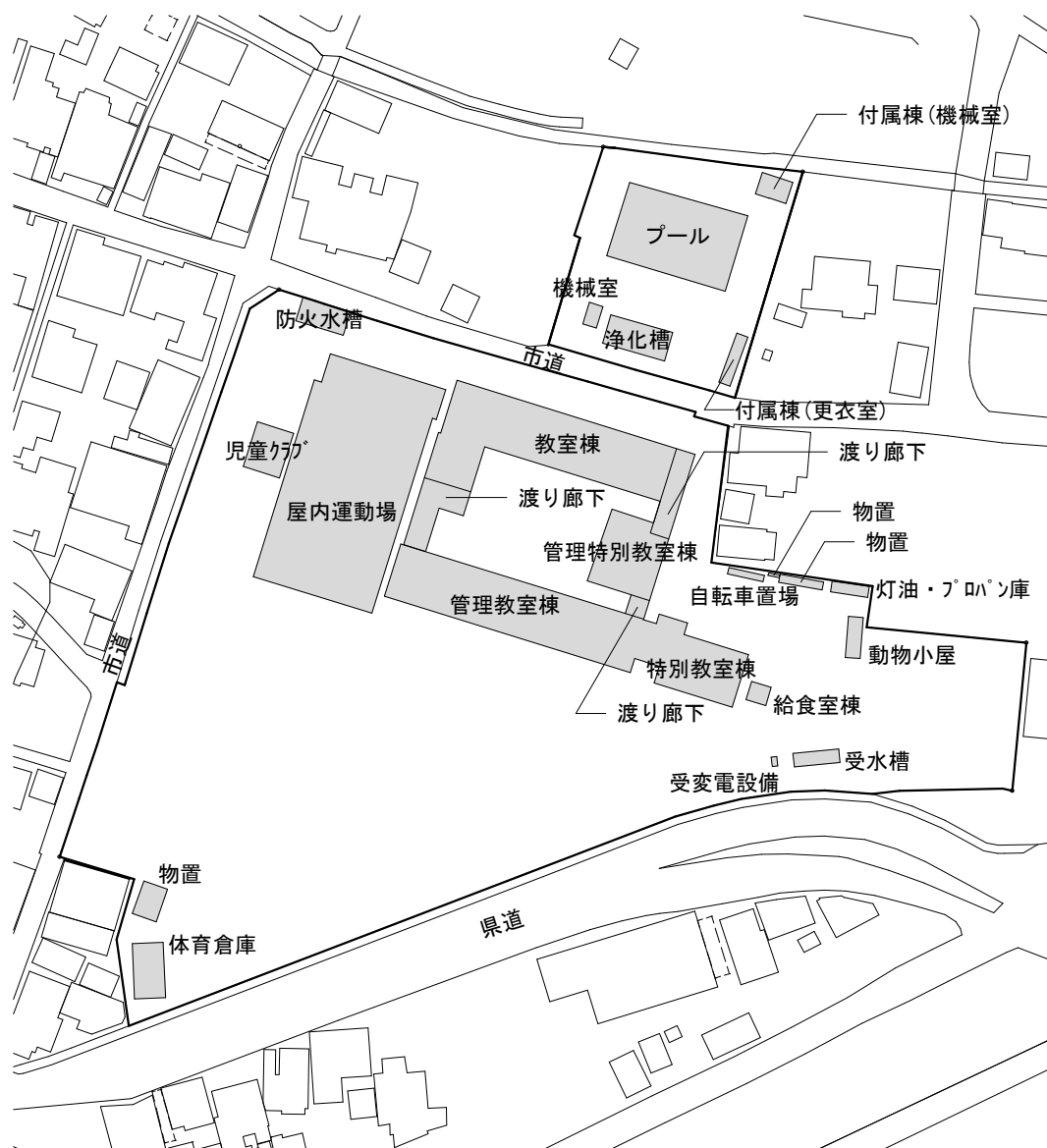
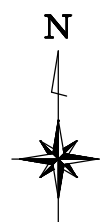
旧上荘小学校解体工事



付近見取図

縮尺 1/3,000

◎参 考



凡 例	
	撤 去 建 物

建物配置図	縮尺 1/1,500
-------	------------

◎参 考

工 事 名	旧上荘小学校解体工事
落 札 者	前川建設株式会社
落 札 金 額	723,800,000円
入 札 日	令和8年7月7日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	歩信栄建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
2	岩田地崎建設株式会社神戸営業所	674,190,000 円	
3	株式会社EYAMA CLEAN	予定価格の 85%未満により無効	
4	大廣建設株式会社	678,160,000 円	
5	弘和建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
6	大成工材株式会社	684,100,000 円	
7	前川建設株式会社	658,000,000 円	落 札
8	株式会社正光	予定価格の 85%未満により無効	
9	三宅建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	

予 定 価 格	795,520,000円
予 定 価 格 (入札書比較価格)	723,200,000円
低 入 札 基 準 価 格	665,344,000円

(備考) 予定価格(入札書比較価格)及び低入札基準価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事委託のこと

山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事について、下記のとおり委託契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市野口町野口地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 354,152,000 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 9 号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員
近畿統括本部長 岸 本 良 記 |

◎参 考

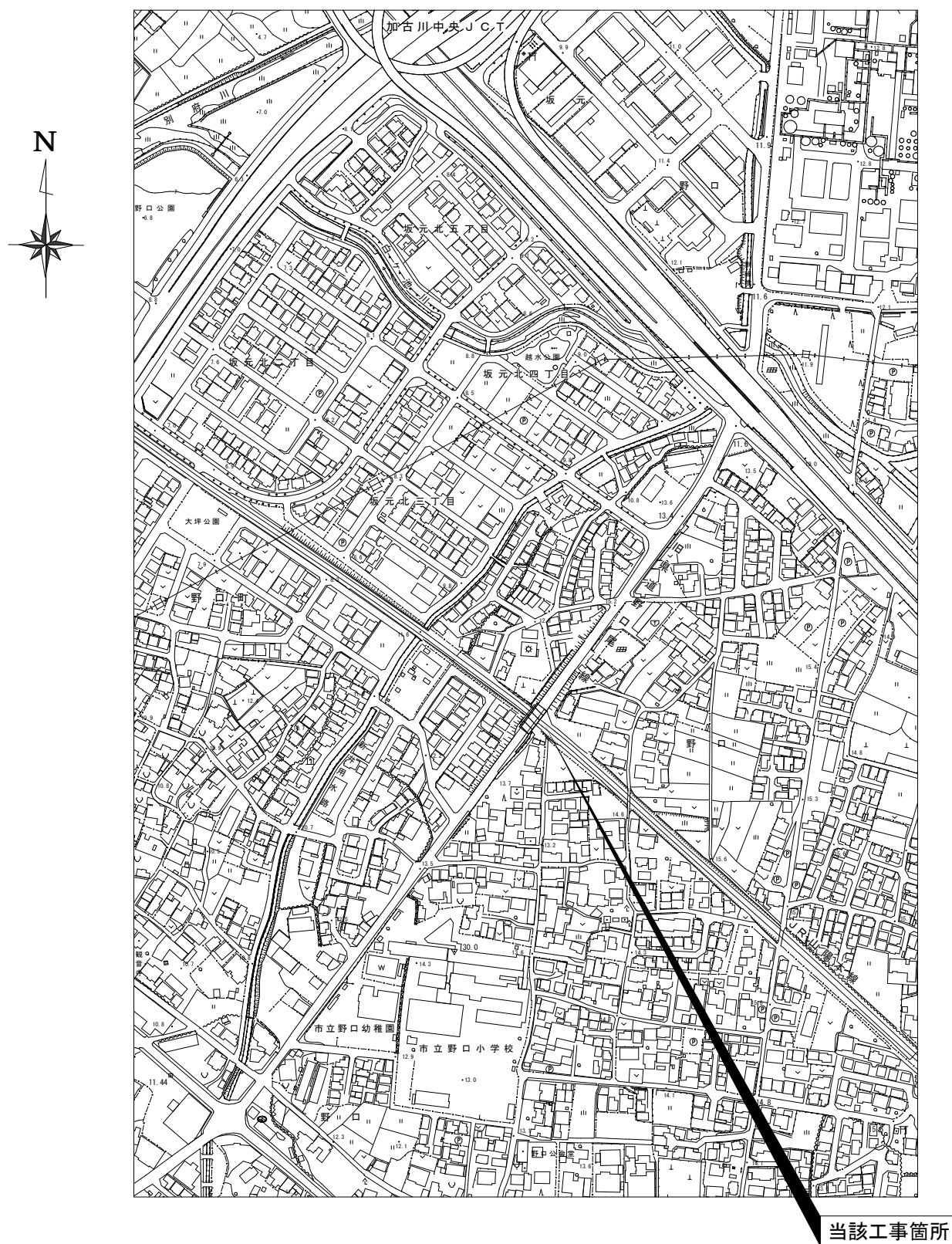
山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事の概要

1 施工内容

工事の種類		工事の内訳
道路施設	本体工事	
	断面修復工	2 m ³
	ひび割れ補修工	8 m
	剥落防止工	7 8 m ²
	防護柵取替工	4 1 m
	仮設工	1 式
	附帯工事	
	監理業務委託	1 式
	積算委託	1 式
	写図等	1 式
鉄道施設	関連工事	
	電気工事	1 式

2 履行期限 令和10年3月31日

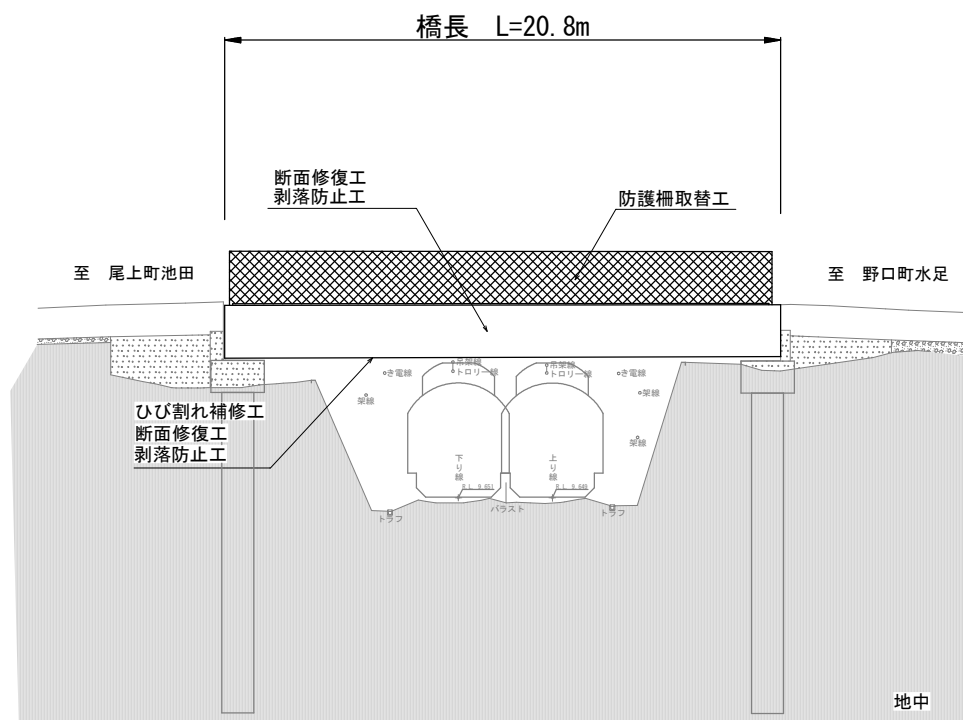
山陽本線東加古川・加古川間野口橋補修工事



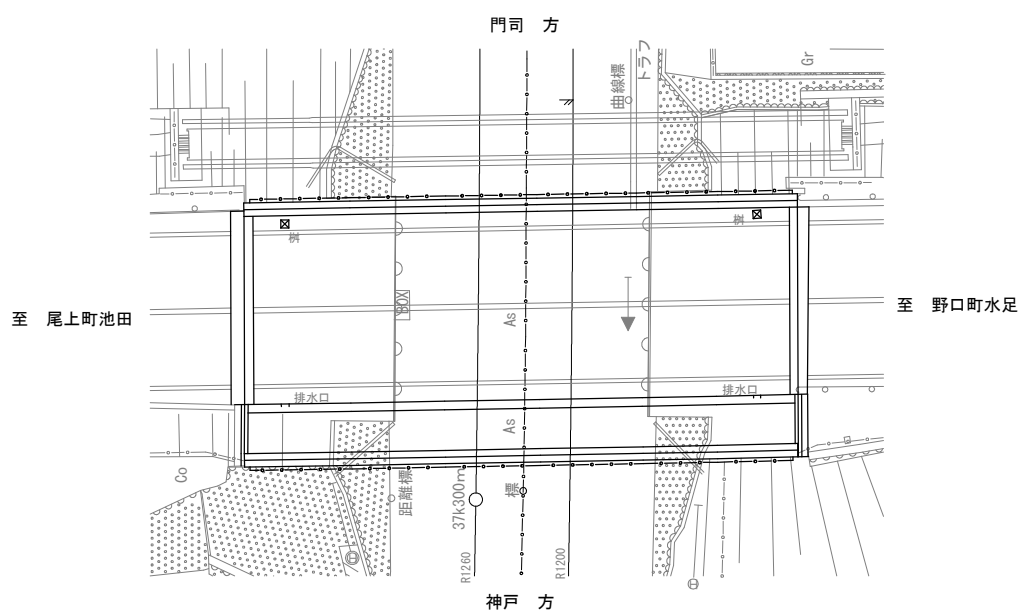
付近見取図

縮尺1/5,000

◎参 考



側面図 縮尺 1 / 400



平面図 縮尺 1 / 400

救助工作車製造請負契約締結のこと

救助工作車製造について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 称 | 救助工作車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 納 入 場 所 | 加古川市加古川町本町 1 9 4 番地
加古川市中央消防署 |
| 4 | 納 期 | 令和 1 0 年 2 月 1 日 |
| 5 | 請 負 金 額 | 2 3 9, 5 8 0, 0 0 0 円 |
| 6 | 契約不適合責任期間 | 製造目的物引渡し後 1 箇年 |
| 7 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 1 番 3 号 S O R A 新大阪 2 1 ・ 1
4 0 1 室
キンパイ商事株式会社
代表取締役 佐 野 博 幸 |
| 8 | 契 約 保 証 金 | 2 3, 9 5 8, 0 0 0 円 |
| 9 | 支 払 条 件 | |

製造目的物引渡完了後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 3 0 日以内に支払うものとする。

10 そ の 他

製造請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

救助工作車仕様内容

救助工作車Ⅱ型

1 架装

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) ウインチ装置 (フロント) | 引張能力常時 5 t 以上 |
| (2) クレーン装置 | 2. 9 t 級クレーン装置 |
| (3) 昇降式発電照明装置 | L E D 3, 0 0 0 W × 2 灯 |

2 シャシ及びエンジン

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) シャシ形状 | 車両総重量 1 1 t 級増トン型消防専用シャシ |
| (2) キャブ形状 | ダブルキャブ型ハイルーフ仕様 |
| (3) 全長 | 8, 0 0 0 mm 以内 |
| (4) 全幅 | 2, 5 0 0 mm 以内 |
| (5) 全高 | 3, 5 0 0 mm 以内 |
| (6) エンジン出力 | 1 7 7 k w (2 4 0 p s) 以上 |
| (7) 駆動方式 | 四輪駆動 |
| (8) 乗車定員 | 5 名 |

3 その他の主要装備品

種 別	品 名	数量
1 救助用資機材	三連はしご、油圧ジャッキ、油圧切断機、万能斧、複合ガス測定器、空気呼吸器、簡易画像探索機、潜水器具、登山器具、携帯投光器、マット型空気ジャッキ、大型油圧切断機、酸素呼吸器、耐電衣、発電機ほか	1 式
2 緊急消防援助隊用支援資機材	空調ベスト、折りたたみ式キャリーワゴン、現場トイレセット、ポータブル電源セットほか	1 式
3 テロ対策用特殊救助資機材	陽圧式化学防護服、除染テント、除染剤散布器、除染シャワーヘッドほか	1 式

◎参 考

物 品 名 称	救助工作車
落 札 者	キンパイ商事株式会社
落 札 金 額	239,580,000円
入 札 月 日	令和8年6月8日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	株式会社赤尾大阪営業部	辞 退	
2	有限会社岡本ポンプ	242,000,000 円	
3	小川ポンプ工業株式会社	辞 退	
4	キンパイ商事株式会社	217,800,000 円	落 札
5	株式会社スナミ	244,000,000 円	
6	長野ポンプ株式会社大阪営業所	235,000,000 円	
7	株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所	辞 退	
8	有限会社西垣消防器具製作所	232,000,000 円	
9	日本ドライケミカル株式会社大阪支店	辞 退	
10	日本機械工業株式会社大阪営業所	241,000,000 円	
11	株式会社藤井ポンプ製作所	228,000,000 円	
12	平和機械株式会社	辞 退	
13	株式会社モリタテクノス関西営業所	辞 退	
14	株式会社吉谷機械製作所	236,500,000 円	

ソフトウェアライセンス売買契約締結のこと

ソフトウェアライセンスについて、下記のとおり売買契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日 提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | | |
|---|-------------|---|--------|
| 1 | 物 品 名 称 | O f f i c e S t a n d a r d 2 0 2 4 | 教育機関向け |
| 2 | 数 量 | 1 , 5 5 0 | ライセンス |
| 3 | 納 入 場 所 | 各学校及び教育委員会 | |
| 4 | 納 期 | 令和 8 年 1 0 月 9 日 | |
| 5 | 契 約 金 額 | 4 0 , 9 2 0 , 0 0 0 円 | |
| 6 | 契約不適合責任期間 | 物品引渡し後 1 箇年 | |
| 7 | 契 約 の 相 手 方 | 加古川市加古川町木村 8 2 番地
株式会社六甲商会加古川支店
支店長 矢 野 綾 一 | |
| 8 | 契 約 保 証 金 | 4 , 0 9 2 , 0 0 0 円 | |
| 9 | 支 払 条 件 | | |

物品引渡完了後に契約金額の請求があったときは、請求を受けた日から 3 0 日以内に支払うものとする。

10 そ の 他

売買契約書に定めるところによる。

◎参 考

ソフトウェアライセンス仕様内容

- 1 納入物品 O f f i c e S t a n d a r d 2 0 2 4 教育機関向け
- 2 納入物品に含まれるソフトウェア
W o r d、E x c e l、P o w e r P o i n t、O u t l o o k、
O n e N o t e
- 3 数 量 1, 5 5 0 ライセンス

◎参 考

物 品 名 称	O f f i c e S t a n d a r d 2 0 2 4 教育機関向け
落 札 者	株式会社六甲商会加古川支店
落 札 金 額	4 0 , 9 2 0 , 0 0 0 円
入 札 月 日	令和8年6月8日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	有限会社市位尚文堂	辞 退	
2	N E C フィールディング株式会社神戸支店	無 効	
3	株式会社大塚商会神戸支店	38,750,000 円	
4	有限会社教友社	辞 退	
5	有限会社ケイジェイシステム	辞 退	
6	株式会社システムリサーチ姫路支社	38,244,700 円	
7	株式会社神姫システム	辞 退	
8	セーブ・ポイント有限会社	辞 退	
9	株式会社ニチワ姫路支店	38,130,000 円	
1 0	株式会社日興商会加古川支店	辞 退	
1 1	株式会社兵庫コンピューターセンター	辞 退	
1 2	富士フイルムビジネスイノベーション ジャパン株式会社兵庫支社	辞 退	
1 3	株式会社フジヤ號	辞 退	
1 4	リコージャパン株式会社兵庫支社兵庫MA 営業部	辞 退	
1 5	株式会社六甲商会加古川支店	37,200,000 円	落 札

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(7) …………… (省 略)

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) …………… (省 略)

↳

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第 196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 ……………（省 略）

}

5 ……………（省 略）

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(監査委員の任期)

第 197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

加古川市監査委員選任につき同意を求めること

加古川市監査委員のうち、議会選出委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年7月28日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 村 亮 太
生年月日 [REDACTED]

加古川市・播磨町公平委員会委員選任につき同意を求めること

加古川市・播磨町公平委員会委員に次の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年7月28日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

記

住 所

氏 名 中 野 二 郎

生年月日 XXXXXXXXXX

◎参 考

地 方 公 務 員 法 抜 す い

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 (省 略)

↳

9 (省 略)

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 (省 略)

12 (省 略)